

重要事項説明書(訪問介護)

1. 訪問介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 五星会
代表者名	理事長 山本 登
法人所在地	〒222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名4-4-27
連絡先	Tel 045-402-7117 Fax 045-432-2742

2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	YMG訪問介護ステーション新横浜
所在地	〒222-0032 神奈川県横浜市港北区大豆戸町666番地1 新横浜YMGアネックス1F Tel 045-533-5106 Fax 045-533-5108
事業所番号	1470900729
管理者の氏名	藤原 恵
併設サービス	・訪問看護・居宅介護支援

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	専従	非専従	職務の内容
管理者	1		1	事務所の管理・統括
サービス提供責任者	3 介護福祉士	2	(1)	訪問介護計画書作成・調整 サービス内容の管理・指導
訪問介護員	1 介護福祉士	1		身体介護及び生活援助
事務職員等	1	1		請求事務・会計・出納

(3) 事業所実施地域

事業の実施地域 横浜市港北区・神奈川区・鶴見区の一部を除く

港北区:(下田町、高田町、日吉、日吉本町、新吉田町を除く)

神奈川区:浦島丘、西大口、大口通、大口仲町、白楽、片倉町、西神奈川、神之木町、神大寺、
三枚町、白幡、白幡上町、白幡仲町、白幡東町、白幡西町、白幡南町、白幡向町
鳥越、立町、松見町、六角橋、七島町、神之木台、西寺尾

鶴見区:梶山、上末吉、上の宮、北寺尾、駒岡、獅子ヶ谷、馬場、東寺尾、三ッ池公園

(4) 営業日

営業日	営業時間	提供時間
平日	8:30～17:30	8:30～19:30
祝日	8:30～17:30	8:30～19:30

休日	土曜日・日曜日・12月30日～1月3日
----	---------------------

※ 上記営業時間とサービス提供時間は異なりますので、ご相談下さい。

(5) サービス提供責任者

サービスの提供の責任者は次のとおりです。なお、サービスについての相談や不満がある場合には、どんな事でもお寄せ下さい。

氏名: 藤原 恵・佐藤 春菜・新井 実穂

連絡先: 045-533-5106

3. サービスの内容及び禁止行為

(1) サービス内容

- ・訪問介護は、利用者の居宅(自宅)において介護福祉士その他政令で定めるものを派遣して、身体介護・生活援助を行うサービスです。
- ・事業者はサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- ・サービス提供にあたっては、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問介護計画書」を作成し、「訪問介護計画書」に沿って実施します。

(2) サービス提供の記録等

- ・サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問介護記録書」(別添様式例を参照)等の書面に必要事項を記入して利用者の、確認を受けます。
- ・事業者は、一定の期間ごとに「訪問介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況・目的達成等の状況等に関する「訪問介護記録書」等の記録を作成して、利用者に説明のうえ交付します。
- ・事業者は、前記の「訪問介護記録書」その他の記録を作成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(3) ヘルパー等の禁止行為

サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(4) サービス利用上の禁止行為

利用者様または家族によるヘルパーに対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ・サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ・故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ・不必要な身体への接触
- ・容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ・性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ・個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ・交際・性的関係の強要
- ・わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ・身体的暴力行為を行うこと
- ・人格を傷つける発言を行うこと
- ・一方的に恫喝すること
- ・私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ・その他前各号に準ずる言動を行うこと

4. サービス利用料金

- 介護保険利用サービス(1割又は2割又は3割負担)
別紙料金表添付
- 自費サービス

5. キャンセルについて

- ①利用者の都合でサービスを中止する場合には、必ずサービス利用の前日までにご連絡ください。
- ②当日、利用者都合でサービスを中止する場合には別途キャンセルとして1回につき1100円をいただきます。
- ③訪問時応答なく、鍵が開いているとき、ご家族に連絡を取らせていただきます。
連絡がつかない場合は、サービス提供責任者と一緒に、安否確認の為入室させていただきます。
- ④災害時においては、通常の訪問日時が変更になることもございます。ご理解ください。

6. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等045-671-2356
・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 藤原 恵
-------------	----------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・介護相談員を受け入れます。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 身分証携行義務

ヘルパー等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

8. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

YMG訪問介護ステーション新横浜における指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

訪問介護の事業は、要介護者等心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

9. 従業者研修

事業者は、介護職員の質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用6ヶ月以内
- ②定期研修 年1回以上

10. サービス内容に関する苦情等窓口

利用者からの相談、または苦情等に対応する窓口（連絡先）、担当者を設置し、利用者及びその家族等からの苦情については、以下の窓口で対応します。

事業所名	YMG訪問介護ステーション新横浜	
所在地	横浜市港北区大豆戸町666番地1 新横浜YMGアネックス1F	
連絡先	TEL:045-533-5106	FAX:045-533-5108
対応時間	8:30～17:30 ※但し、御要望があれば、上記時間以外も対応します。	
担当職員 氏名	管理者	藤原 恵
	サービス提供責任者	藤原 恵・佐藤 春菜・新井 実穂
担当者不在時	上記の担当者不在の時は、当事業所の他の職員が対応し、担当者に確実に伝達いたします。	

サービス利用に係る苦情相談窓口		
神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口		
	TEL	045-329-3447
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	TEL	045-671-2356
	FAX	045-681-7789
鶴見区高齢・障害支援課	TEL	045-510-1770
神奈川区高齢・障害支援課	TEL	045-411-7019
港北区高齢・障害支援課	TEL	045-540-2325

11. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族・関係事業所に連絡をとるとともに必要な対応を行う。
利用者に対して訪問介護サービス提供による賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。

12. 衛生管理の対策

事業者は、ご利用者に対するサービスの提供において衛生管理に努め、別途定める事業所内感染対策マニュアルにより必要な対応をいたします。

13. 第三者評価実施なし

14. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先、介護支援専門員等へ連絡します。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急 連絡先	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

15. 利用者へのお願い

- ・サービス利用及び介護認定更新の際には、介護保険被保険者証の提示をお願い致します。